

## 株式分割に関するよくあるご質問

東京センチュリー株式会社

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において株式分割を決議（以下、「本分割」）いたしました。本分割につきまして、株主様により深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

### **Q1. 本分割を実施する理由は何ですか？**

2024年に新しいNISA（以下、「新制度」）が開始されることを踏まえ、株式分割を実施し、投資単位あたりの金額を引き下げて、より投資しやすい環境を整備することにより、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

新制度では非課税保有限度額の拡大や非課税保有期間の無期限化等が予定されており、新制度開始後は株式市場の活性化なども期待されています。今後とも当社は、当社グループの成長戦略や企業活動に共感いただける投資家層の拡大に注力するとともに、企業価値の持続的向上に努めてまいります。

### **Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか？**

本分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

保有する株式の数は4倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は4分の1に減少します。

### **Q3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？**

ご所有の株式数は4倍になりますが、1株当たりの配当金が4分の1となる予定ですので、今後の業績変動など他の要因を除いて、お受け取りになる配当金の総額に本分割が影響を与えることはございません。

### **Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？**

株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございませんが、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

#### **単元未満株式の取り扱い**

本分割後の100株未満の株式は「単元未満株式」となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、および株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を保有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また次の制度をご利用いただくことも可能です。

#### ① 単元未満株式の買増制度（100株への買増）

単元未満株式を所有する株主様が、1単元（100株）にするために不足する株式を、当社から購入できる制度です。

## ② 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主様は、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主様は、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

## Q5. 株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は 2023 年 12 月 27 日（水曜日）までとなります。12 月 28 日（木曜日）からは新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買増請求停止期間は 2023 年 12 月 18 日（月曜日）から 12 月 29 日（金曜日）、買取請求停止期間は、2023 年 12 月 26 日（火曜日）から 12 月 29 日（金曜日）です。

## Q6. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか？

2023 年 12 月 31 日（日曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には 2023 年 12 月 29 日（金曜日））時点の株主名簿に記録された所有株式数に、4 を乗じた株式数を 2024 年 1 月 1 日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、本分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち単元未満株式数	議決権数
例①	100 株	—	1 個	400 株	—	4 個
例②	25 株	25 株	—	100 株	—	1 個
例③	160 株	60 株	1 個	640 株	40 株	6 個

- ・ 例①および例②に該当する株主様は、特段の手続きの必要はありません。
- ・ 例③に該当する株主様は、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

## Q7. 本分割のスケジュールを教えてください

2023 年 11 月 10 日（金）	取締役会決議日
2023 年 12 月 27 日（水）	現在の株価・保有株式数での当社株式売買の最終日
2023 年 12 月 31 日（日）	本分割の基準日
2024 年 1 月 1 日（月）	本分割の効力発生日
2024 年 1 月下旬	株主様へ「株式分割手続き完了のお知らせ」を発送

## Q8. 株主優待制度に変更はあるでしょうか？

当社では、毎年3月31日最終の株主名簿に記録された株主様に対し、所有株式数に応じた優待品を贈呈しております。本分割に伴い、贈呈基準を分割比率に基づき調整し、次のとおり修正いたします。なお、贈呈基準に実質的な変更はありません。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行	変更後	保有期間*	優待の内容	
所有株式数	所有株式数	(変更なし)	(変更なし)	
100株以上	<u>400株以上</u> (現100株以上)	—	オリジナルQUOカード 2,000円分	【共通】 ニッポンレンタカー ご利用優待券 一律3,000円分1枚
1,000株以上	<u>4,000株以上</u> (現1,000株以上)	2年未満	同4,000円分	
		2年以上	同6,000円分	
3,000株以上	<u>12,000株以上</u> (現3,000株以上)	2年未満	同6,000円分	
		2年以上	同8,000円分	

※保有期間2年以上とは、毎年3月および9月末日の当社株主名簿に、同一株主番号で連続5回以上記載または記録された株主様といたします。

### ◆お問い合わせ先◆

本分割に関するご不明点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

TEL：0120-288-324 (フリーダイヤル)

(午前9時から午後5時まで。土・日・祝祭日を除く。)

以上